

は し が き

実務家である弁護士にとって、親権をめぐる争いのある離婚事件で、常識
といってよい認識がある。それは、親権者の指定を受けようとするれば、
まず子どもを依頼者のもとに確保するということである。そのうえで、相手方（つまり父か母のどちらか）にいかに関係があるかについての主張立証を尽くすということになる。そのような深刻な紛争状態のなかで、面接交渉の条件を整えて実現するというのは容易なことではなく、その後の子どもとのかかわり方について協議するということも考えられない。こうした父母同士の深刻な争いが、当の子どもにとって決してよい結果をもたらさないばかりか、むしろ傷つけることになっているのではないかとの思いを抱きながら、それでも争いを続けなければならない。親権者となるかどうか争点の中心となり、子どもと父母の関係をどう築くかについて援助する仕組みがほとんど存在しないからである。

一方、親権・監護法制をテーマとする研究者は、主として比較法的な観点から、諸外国では、離婚後も父母の共同による監護という法制度がとられていることや、面接交渉や共同監護の援助のための仕組みが整えられていることを目の当たりにし、これに対する日本の法制度の後進性と支援の仕組みの貧弱さについて強い問題意識を抱いていた。そして、日本における共同親権を含めた法改正の必要性を提起するなどしていた。

このような研究者の問題意識と弁護士の悩みとは、当然のことながら、共通のものとなり、本書第1章で紹介しているような経過を経て、互いに問題意識を交換しながら研究を進めていくこととなった。弁護士にとっては、共同親権・共同監護という言葉は理解できても、これを実現している諸外国の法制度はどうなっているのか、それが現実にどのように実現されているのかについて、大いに学ぶところがあった。研究者にとっても、実務家としての弁護士からみた親権争いの現状に触れて、日本の制度の問題点についても認識を新たにした。本書は、このようにして、研究者と弁護士の問題意識が交錯したところから生まれたものである。